

長崎県未来につながる環境を守り育てる条例をここに公布する。

長崎県未来につながる環境を守り育てる条例

目次

第1章 総則(第1条—第5条)

第2章 地球温暖化対策の推進

第1節 県による地球温暖化対策(第6条—第8条)

第2節 県民及び事業者による地球温暖化対策(第9条—第14条)

第3節 特定事業者等による地球温暖化対策(第15条—第18条)

第3章 生活環境の保全等

第1節 生活環境の保全等に関する措置等(第19条—第21条)

第2節 指定施設に関する規制(第22条—第32条)

第3節 指定施設以外のものに関する規制(第33条—第39条)

第4節 光害の防止に関する措置(第40条—第42条)

第4章 自然環境の保全

第1節 長崎県生物多様性保全戦略(第43条)

第2節 保全地域(第44条—第49条)

第3節 希少野生動植物種の保護(第50条—第54条)

第4節 自然環境保全協定等(第55条—第68条)

第5章 快適な生活環境の創造と美しいふるさとづくり

第1節 快適な生活環境の創造と美しいふるさとづくりの推進のための取組(第69条—第71条)

第2節 快適な生活環境の創造と美しいふるさとづくりの推進のための規制等(第72条—第80条)

第6章 雑則(第81条—第86条)

第7章 罰則(第87条—第103条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、長崎県環境基本条例(平成9年長崎県条例第47号)第3条に規定する基本理念にのっとり、地球温暖化対策の推進、生活環境の保全等、自然環境の保全及び快適な生活環境の創造と美しいふるさとづくりに必要な措置その他環境の保全のために必要な事項を定め、もって現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 地球温暖化 人の活動に伴って発生する温室効果ガスが大気中の温室効果ガスの濃度を増加させることにより、地球全体として、地表及び大気の温度が追加的に上昇する現象をいう。
- (2) 地球温暖化対策 温室効果ガスの排出の抑制並びに吸収作用の保全及び強化(以下「温室効果ガスの排出の抑制等」という。)その他の地球温暖化の防止を図るための施策をいう。
- (3) 温室効果ガス 二酸化炭素その他の規則で定める物質をいう。
- (4) 温室効果ガスの排出 人の活動に伴って発生する温室効果ガスを大気中に排出し、放出し、若しくは漏出させ、又は他人から供給された電気若しくは熱(燃料又は電気を熱源とするものに限る。)を使用することをいう。
- (5) 生活環境の保全等 公害を防止することその他大気、水、土壌等を良好な状態に保持することにより、生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。)の保全及び人の健康の保護を図ることをいう。
- (6) 公害 長崎県環境基本条例第2条第3項に規定する公害をいう。
- (7) ばい煙等 ばい煙、粉じん、汚水、廃液、騒音、振動又は悪臭をいう。
- (8) 指定施設 工場又は事業場に設置される施設又は作業場のうち、ばい煙等(悪臭を除く。)を著しく排出し、又は発生する施設又は作業場であって規則で定めるものをいう。
- (9) 規制基準 事業活動その他の人の活動に伴って排出し、又は発生するばい煙等の量、濃度又は程度(以下「ばい煙等の量等」という。)の許容限度として規則で定めるものをいう。
- (10) ばい煙等排出者 ばい煙等を排出し、又は発生させる者をいう。
- (11) 光害 人工光の不適切な使用若しくは運用又は配慮に欠けた使用若しくは運用を行うこと、又は人工光の漏れ光によって、動植物への悪影響又は人間の諸活動への悪影響が生ずることをいう。
- (12) 快適な生活環境の創造と美しいふるさとづくり ごみの散乱防止その他の環境美化を推進し、及び緑化を推進し、並びに景観への配慮を行うことにより、快適で美しい環境を確保することをいう。

(県の責務)

第3条 県は、地球温暖化対策の推進、生活環境の保全等、自然環境の保全及び快適な生活環境の創造と美しいふるさとづくりその他環境の保全のために必要な施策のうち、総合的かつ広域的な施策を策定し、これを実施するものとする。

2 県は、前項に規定する施策を実施するに当たっては、市町、県民、事業者その他環境の保全のための活動に携わる団体と緊密な連携を図るとともに、必要な情報の提供、技術的な助言その他の支援に努めるものとする。

(県民の責務)

第4条 県民は、地球温暖化対策等前条第1項に掲げる事項に関し環境の保全に自ら努めるとともに、県が実施する同項の施策に協力するものとする。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、地球温暖化対策等第3条第1項に掲げる事項に関し環境の保全のために必要な措置を講ずるとともに、県が実施する同項の施策に協力するものとする。

第4節 光害の防止に関する措置

(照明設備の設置者の責務)

第40条 屋外照明のための器具又は設備の設置者は、交通の安全の確保、防犯その他の屋外照明の目的を確保しつつ、光害を防止するよう努めなければならない。

(サーチライト等の使用の禁止)

第41条 何人も、サーチライト、レーザー、スポットライト及び投光器(以下「サーチライト等」という。)を特定の対象物を照射すること以外に使用してはならない。ただし、試験又は研究のために使用する場合その他の規則で定める場合は、この限りでない。

(停止勧告及び停止命令)

第42条 知事は、前条の規定に違反してサーチライト等を使用している者に対し、その使用の停止を勧告することができる。

2 知事は、前項の規定による勧告に従わないときは、その者に対し、停止の措置を命じることができる。

第100条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

(1) 第24条第1項の規定による届出(指定施設の届出がばい煙、粉じん、汚水又は廃液に係るものに限る。以下この号において同じ。)をせず、又は虚偽の届出をした者

(2) 第27条第3項の規定による届出(指定施設の届出がばい煙、粉じん、汚水又は廃液に係るものに限る。以下この号において同じ。)をせず、又は虚偽の届出をした者

(3) 第42条第2項の規定による命令に違反した者